## 議案第45号

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年6月7日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

## 三田市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

三田市水道事業分担金徴収条例(昭和44年三田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「工事の分担金は、 その受益者の受益の限度内において水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定 める。」を「工事の分担金の額は、別表第2のとおりとする。」に改める。

第4条中「管理者」を「水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。 別表中「別に定める。」を「44,860千円」に改め、同表を別表第1とし、同 表の次に次の1表を加える。

## 別表第2(第3条関係)

区分	メーター口径	金額	備考
三田市水道事業	20ミリメートル以	1,600千円	左記工事分担金の納
の設置等に関す	下		入により、管理者が
る条例の一部を			施工する工事の範囲
改正する条例(昭			は、給水引込み及び
和59年三田市			量水器の設置までと
条例第37号)の			する。
施行日前におけ	25ミリメートル	1,740千円	左記工事分担金の納
る、三田市水道事	30ミリメートル	2,750千円	入により、管理者が
業及び簡易水道	40ミリメートル	5,650千円	施工する工事の範囲
事業給水条例(昭	50ミリメートル	9,800千円	は、給水引込み及び
和43年三田市	75ミリメートル	27,230千円	量水器の設置までと
条例第21号)第	100ミリメートル	55,900千円	する。ただし、上記
2条に定める給	150ミリメートル	その都度管理者	工事に係る費用が左
水区域以外の区	以上	が別に定める。	記工事分担金を超え
域			る場合は、その差額
			を徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。